

平成30年度土幌町予算審査特別委員会

平成30年3月15日

1 審査付託事件

- 認定第29号 平成30年度土幌町一般会計予算
- 認定第30号 平成30年度土幌町国民健康保険事業特別会計予算
- 認定第31号 平成30年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 認定第32号 平成30年度土幌町介護保険事業特別会計予算
- 認定第33号 平成30年度土幌町介護サービス事業特別会計予算
- 認定第34号 平成30年度土幌町簡易水道事業特別会計予算
- 認定第35号 平成30年度土幌町公共下水道事業特別会計予算
- 認定第36号 平成30年度土幌町国民健康保険病院事業会計予算

2 出席委員（11名）

細井 文次 和田 鶴三 秋間 紘一 河口 和吉 清水 秀雄 飯島 勝
出村 寛 森本 真隆 大西 米明 加藤 宏一 中村 貢

3 欠席委員（0名）

4 説明のため出席した者

町長 小林 康雄 教育長 堀江 博文
代表監査委員 佐藤 宣光

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長 柴田 敏之 保健医療福祉センター長 山中 雅弘
総務企画課長 瀬口 豊子 地方創生担当課長 石垣 好典
会計管理者 三島 重浩 町民課長 辻 亨
保健福祉課長 高木 康弘 産業振興課長 亀野 倫生
建設課長 増田 優治 道路維持担当課長 佐藤 英明
建設課技術長 田中 敏博 子ども課長 金森 秀文
特老施設長 矢野 秀樹 病院事務長 土屋 仁志
消防課長 土屋 政勝
ほか、関係職員

6 教育委員会教育長の委任を受けて出席した者

参事 玉堀 泰正 教育課長 藤村 延
給食センター所長 齋藤 英雄 高校事務長 上野 清子
ほか、関係職員

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 細野 幸彦

ほか、関係職員

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 寺田 和也 総務係長 宇佐見 和重

9 会議録

会 議 の 経 過

(午後 1時30分)

説 明	細 井 委 員 長	昨日に引き続き予算審査特別委員会を開きます。 本日は、歳入、債務負担行為、地方債、給与費から始めたいと思います。説明を求めます。町民課長。
	辻 町 民 課 長	歳入、1款町税につきまして町民課長、辻より説明をいたしたいと 思います。 予算書16ページをお開きください。1項町民税、1目個人町民税は、 本年度予算額4億290万円で、前年度対比8,000万円の増額を計上して おります。要因としましては、昨年に増し農業所得の大きな伸びが見 込まれるためでございます。 2目法人町民税は、本年度予算額4,944万1,000円で、前年度対比14 4万円の増額を計上しております。前年度の実績見込みにより増額を 見込むものでございます。 2項1目固定資産税は、前年度と同額の4億9,050万円を計上して おります。 2目国有資産等所在市町村交付金につきましては、前年度と同額4 万円を計上しております。 3項1目軽自動車税につきましては、本年度予算額1,800万1,000円 で、前年度対比100万円の増額で、前年度の収入実績を勘案して計上 しております。 4項1目市町村たばこ税では、本年度予算額、前年度と同額の5,00 0万円を見込むものでございます。 17ページに移りまして、5項1目入湯税は、本年度の予算額、前年 度と同様230万円を計上しております。 以上で1款町税に係る収入についての説明を終わります。
	細 井 委 員 長	総務企画課長。
	瀬口総務 企画課長	総務企画課長、瀬口より説明申し上げます。 17ページ、2款1項1目自動車重量譲与税1億2,000万円、2項1

目地方揮発油譲与税5,000万円は、いずれも前年と同額。

3款1項1目利子割交付金は100万円で、前年度対比20万円の減額。

4款1項1目配当割交付金は200万円で、前年度対比10万円の減額。

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金は100万円で、前年度対比100万円の減額となっております。

18ページ、6款1項1目地方消費税交付金は1億1,000万円、7款1項1目自動車取得税交付金2,000万円、8款1項1目地方特例交付金100万円、9款1項1目地方交付税26億3,000万円は、いずれも前年度と同額を計上しております。

次に、27ページをごらんください。16款1項1目一般寄附金は科目存置。

2目指定寄附金は、ふるさと寄附金5,000万円で、前年度と同額を計上しております。

17款1項3目財政調整基金繰入金は2億円。

28ページ、18款1項1目繰越金は、前年度予算の執行状況を勘案し、前年度と同額の2,000万円を計上するものでございます。

次に、29ページの19款5項5目2節の雑入でございます。この中の備荒資金組合の納付還付金ですが、財源不足を補うため、前年度対比900万円増額の5億7,600万円を一般財源として計上しております。

続きまして、31ページ、20款1項町債でございます。一般財源としての町債は1目の臨時財政対策債で、これは地方交付税の減額による補填分でございます。予算額1億7,250万円、前年度対比3,510万円の減額計上となったところでございます。

引き続きまして、債務負担行為、9ページをごらんください。2件の期間、限度額をそれぞれ記載のとおり負担しようとするものでございます。

10ページ、第3表、地方債、起債の目的はそれぞれ事業を実施する際の財源として充当するもので、限度額は充当可能額を算出、計上し、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりとなっております。

次に、115ページをお開き願います。給与費明細書ですが、特別職、理事者、議員、その他の委員に係る給与費、共済費であり、本年度予算額は1億958万2,000円で、前年度対比213万9,000円の増額となっております。

116ページにつきましては、一般職に係る給与費、共済費で、予算額は11億7,566万7,000円で、前年度対比1,548万4,000円の増額となりました。なお、各種手当の増減の内訳につきましては、記載のとおりとなっております。

また、116ページから121ページにかけては本町の給与に係る支給内容及び国との制度の比較などを参考資料として掲載してございますので、後ほどご参照願いたいと思います。

続きまして、122ページから125ページにつきましては、債務負担行為の支出予定額に関する調べを掲載してございます。これにつきましても参照のほうをいただきたいと思います。

次に、126ページ、地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。平成29年度末現在高見込み額は74億6,779万7,000円で、30年度中の起債見込み額は5億1,530万円、元金償還見込み額は7億386万7,000円で、平成30年度末現在高の見込み額は72億7,923万円となっております。

以上で説明を終わります。

質疑

細井
委員長

説明が終わりましたので、歳入全般について質疑を行います。ありませんか。

(なし)

細井
委員長

それでは、歳入、債務負担行為、地方債、給与費等について質疑がありませんので、質疑を終了いたします。

説明員の交代をいたしますので、暫時休憩をいたします。

午後 1時37分 休憩

午後 1時39分 再開

細井
委員長

休憩を解き委員会を再開いたします。

一般会計について款ごとの説明及び質疑が終わりました。

ここで歳入歳出全般を通じて質疑を行います。ありませんか。6番、清水委員。

清水委員

全般を通して、私は行政の継続性という点についてお伺いをしたいと思います。ちょっと町長に資料をお見せしますが、私が求めたいのは、この庁舎の西側にあります防風保安林の下草刈りが行われているのですが、そのこととかかわっております。実は平成9年に、この防風保安林の中に癒しの回廊を設置するということで論議がありました。そのときに議論の中心になったのは、この防風保安林の中に非常に貴重な植物群があるということで、この植物群を守ると。いろんなラン類があるのです。これは、こういう身近なところにそういう自然があるということは非常に貴重なものだというふうに指摘されました。

そのことについて、そのときにいろいろ議論されておりますから、そういう議論の末にこの自然をどのように維持していくのかということがそれぞれの中で継続されていかなければならないはずだと。いたって当然なのですが、ところが現在の防風保安林の下草刈り、実は年に3回刈っているそうです。これは間違いありませんね。3回刈っているのですが、それも刈る時期があると思うのですが、第1回目が6

月の15日前後に刈られているのではないかというふうに指摘をされました。6月の15日ごろというのは、スズランだとか、いろんな自然の植物の花の時期なのです。この花の時期に、先ほども言いましたけれども、本当に根際からきれいに刈ってしまうという刈り方をされている。それ自身は、発注の仕方によってそれぞれ違うと思うのですが、そういう形で根際から刈り取ってしまうということになりますと、スズランだとか、そういうものはほとんど花の前に刈ってしまいますから、そうすると植物は栄養を蓄えようがないということで、自然に減って行ってしまいます。3回もそれを刈っているわけですから、そうすると全く自然が失われていくということになるのでないかと思うのですが、そういう発注の仕方、これを発注するときどのような刈り方をしてくださいと指示をしていますか。その点についてお伺いします。

細 井
委員 長
亀野産業
振興課長

産業振興課長。

産業振興課長から説明いたします。

現在役場西側、防風林の下草刈りにつきましては、24号までの間を防犯や不法投棄など住宅環境に配慮するために環境整備も含め、平成24年度から毎年行っている作業でございます。24号から26号まで、約5.5haを年2回、それと26号から総合研修センター北側まで2.19haを年3回行ってございます。その中で、先ほどの時期です。6月の中ごろにそれぞれ今まで刈っているのですけれども、一応希少植物についてはなかなか分けて下草刈りができないという現状で、群集になっているものではなくて分散しているものですから、そのまま下から下草刈りを全面的にやる方向で整備をしてございます。

以上です。

細 井
委員 長
清水委員

6番、清水委員。

ただいまお聞きのように、年3回発注して下草刈りをやってもらっているということなのですが、そこで私が指摘したいのは、平成9年の年にそういう貴重なラン類があるよと、町長に今写真でこういうものがあるのですということでお示ししましたけれども、そういうものを大切にしていくという視点に立っての管理の仕方、それがあろうのです。その視点が欠けてしまっている。だから、現在のように年3回、それも根際から刈ることが行われるわけですから、そうすると、繰り返しになりますけれども、植物が栄養を蓄える、そういう期間がありません。芽が出てきたら刈ってしまうわけですから。そうすると、球根類も自然に絶えていくという形になってしまいます。

私が求めたいのは、これは実は町民から指摘があったのです。あそこの歩道を歩きながら、季節にいろんなさまざまな花が咲いている。それをながめながらジョギングをしていたと。ところが、どんどんそ

れが失われていくということについて、私はそのことを、心が本当に痛い思いでそんなことを毎日考えていて胃炎になってしまったということ伺いました。それで、直接私は聞きに行ったのです。それで、今言われたようなことが起こっているということが事実だということがわかりました。それで、大切なことは、年に3回刈る必要があるか。同時に、1つは刈り方だと思うのです。どうしても環境に配慮してということで3回刈りたいということであっても、根際から刈らないという、そういう管理の仕方もあるのではないか。それは、私は全くそういう点では素人ですから、わかりません。それでも素人なりに考えれば、花が咲く時期、花が咲いてそれぞれの植物が根に栄養を蓄えていくということをしなければ、それは次の年に芽を出すという力をどんどん失っていきますよね。一気に刈れるということはないと思うのです。でも、球根類であっても栄養を蓄えることができませんから、どんどん衰退していくという現象が今起こっているのだと思うのです。

そうすると、刈り高に問題があります。そういう大切な植物を維持、保存していくために刈り方の工夫も必要だし、年に何回刈るかということも、3回刈らなければだめなのかどうかということあると思うのです。自然保護団体の人たちにお聞きしますと、それは年に1回刈るとか、刈る時期をきちっと工夫しながらやるということによって自然を守っていくこともできるのではないですかという指摘もありました。そういう点でぜひ工夫しながらやっていただきたいと思うのです。残念ながら、先ほど言いました行政の継続性ということで、当時の課長は当然退職されていませんから、そのことが次の課長に引き継がれているかどうかということなのです。それは、このことに限らず、全てについて言えると思うのです。そういう点での行政の非常に大切な部分です、継続していくということは。それが課長がかわればそのことはすっかり忘れ去られて、町民が大切なものを失ってしまうという結果を招いているということについて町長の今後の行政の進め方について伺っておきたいと思います。

細 井
委員 長
小林町長

町長。

質問の趣旨がよくわからないのだけれども、というのは議会でもお話したとおり、もともと2回ぐらい刈り取りしていた場所ですよ、森林組合に委託して。この回廊をつくる前からそういうふうに刈っていて、その後も継続して、当時関係の皆さんのご意見をいただきながら、あるいは専門家の意見をいただきながらコースも決めましたし、できる限りコースも中に入らないというような設計をして、刈り取りについても同じように継続するという確認をして刈り取りをしているのです。

それで、課長の継続ということ、当時の後藤企画課長と関係の皆さんの話の中でこういう確認をしているのです。一応下草が伸びる前に少し刈ったほうがいいだろうということ、それと回数については2回の下刈りをして、先ほど亀野課長が言ったように、そのほかの部分は3回の刈り取りをするという確認に基づいて現在やっているのがありますけれども、そういう意味からすると、当時から継続して私どもやっているのですけれども、ただ今後皆さんの中でこういう刈り方をしたほうがいいとか、あるいはこういうものがあるから少し気づけたほうがいいということであれば、それは具体的に言っていただければ、今後我々刈り取る中で注意をしていきたいと思っておりますけれども、基本的には継続しているところだし、基本的には私ども刈り取りをしていかなければ雑草になるから、刈り取りをしていくという考え方がありますけれども、今言われたようなことが具体的にあれば、具体的に担当課にでも言っていただければいいのではないかと思いますけれども。

細井
委員長
清水委員

6番、清水委員。

先ほども言いましたけれども、刈り方の問題だと思うのです。確かに町長おっしゃっているように、当時の話し合いの中でもどういう刈り方をするかということは多分話し合われていたのだと思う。論議されていたと思いますが、そういう中で回数の問題が出てきました。それで、先ほど私言いましたけれども、刈る高さの問題なのです。そこを工夫しながらいかないといけないとだめだと。ですから、根際から刈ってしまうと、6月の15といたら、先ほど言いました花の時期ですから、その時期に刈り取ってしまうということになると、どんどん絶えていくということになります。ですから、その時期を避けるとか、どうしてもその時期に刈らなければならないということであれば、刈る高さの問題です。そこに写真の中に示されているラン類というのは、それほど草丈ないのです。余り大きな草丈のものはありません。そうすると、刈る高さを工夫しながら3回刈るということであれば、そういうことで貴重なラン類を保存することができるということは考えられます。仕事を業者に発注するときそういう刈り方をしてくださいと言うことで自然を保護していくことができるのではないかというふうに思うのですが。

細井
委員長

清水さん、そういった刈り高だとか、そういうことを研究しながら、絶えないようにやっていただく、町長も先ほどの答弁の中でそういったことでアドバイスをいただきながらやっていくということで、よろしいですか。

清水委員

ぜひそういう点を、継続性ということを申しました。ぜひそれは次の課長それぞれに引き継いでいっていただきたいということをお願い上

げて、私の質問を終わります。

細 井
委員 長
大西委員

10番、大西委員。

予算全般を通じてというあれでありますから、予算全般を通じて質問させていただきます。

この予算をつくるのには職員の皆さん全員、それから副町長の査定、町長の査定を受けて出したものだと思いますけれども、実は我々町民、一般人からすれば、この間の開拓120周年の200万円の講演の話、ということやるのですかと言ったら、一応200万円予算組んだのだという話ですから、ざっくり200万円ぐらいかかるだろうという話だと思っただけです。だから、そういうものがかなりあるのだと思うのです、予算の中で。ですから、ある程度積み上げた金額でこれだけだなという予算というのは、我々からすればそうやってほしいなと思っています。200万円組んでしまうと、どうしても200万円使ってしまうのです。だから、そういう無駄な予算を使うこともあり得ると思うのです。ですから、200万円予算したのだから、多分行政、国なんかも予算つけたら、次の年とれなかったら困るから全部使ってしまうという無駄な予算の使い方することもありますから、なかなか全部というのは試算して出せないと思うのですが、査定のとき多分本当に要るものでも、これはちょっと多いから減らせとかという話で切っているのもかなりあるというふうに聞いています。

ですから、こういう予算立てるときにはある程度積み上げた中の予算にさせていただきたいなと。それが行政改革でいろんな予算を削ったりなんかするのであれば、そういうところもきちっとしていかないと無駄な予算が使われることになるのでないかなと私は思います。だから、予算全般を通しての質問としてお聞きください。お願いします。町長。

細 井
委員 長
大西委員
細 井
委員 長
小林町長

答弁はよろしいですか。

いや、町長に。

町長。

何度も申し上げているのですけれども、いろんなニーズに応えながら予算を組むのとあわせて、今言ったようにより健全な財政を維持するということが重要でありますから、基本的には予算はいろんな形で見積もり等も含めて積み上げをするのでありますけれども、そうではなくてこのくらいの見込みで大体と組むものもあるのでありますけれども、ただ安易に予算組んだから使うということではなくて、より効率的に、不用額として残すものは残すというような財政運営をしていきたいと

思いますので、また執行に当たっては議会からいろんなご意見をいただきながら執行したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

細井委員長 ほかにありませんか。

(なし)

細井委員長 なければ、一般会計についての款ごとの説明及び質疑を終わります。ここで昨日、産業振興課、馬の頭数についての答弁をいただきたいと思ひます。産業振興課長。

亀野産業振興課長 産業振興課長から昨日和田委員からの質問に対しての報告漏れ等につきまして、改めて馬事振興会活動などについて説明をさせていただきます。

日ごろから馬事振興会の皆様には家畜品評会、十勝総合畜産共進会への農用馬の出展など、馬文化の継承と馬産振興を通して本町の農業振興にご尽力されているところでございます。昨年7月に開催された十勝総合畜産共進会では、木幡利則氏、和田智志氏の農用馬がそれぞれ受賞され、優良馬生産を通じて馬文化の継承と馬産振興に取り組んでいるところでございます。現在会員数は8名、会員外を含めると14名の方がばん競馬北海道和種、ポニー種を飼養しております。馬の飼養頭数でございますが、馬事振興会加入者が飼養しております頭数は、ばん競馬北海道和種で10頭、ポニー種で42頭、合計52頭、それ以外の方が飼養しております頭数はばん競馬北海道和種で6頭、ポニー種で8頭、計14頭となります。町内の馬の飼養頭数はばん競馬北海道和種で16頭、ポニー種で50頭、合わせて計66頭が飼養されております。

以上、説明を終わらせていただきます。

細井委員長 和田委員、再質問はありませんね。

和田委員 ないです。

細井委員長 それでは、歳入歳出全般通じまして質疑を終了し、討論を行います。

(なし)

細井委員長 討論なしと認め、これから採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

細井委員長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩し、説明員の交代を行います。

午後 2時00分 休憩

午後 2時02分 再開

細井
委員長

休憩を解き委員会を再開いたします。
平成30年度士幌町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

説明

説明を求めます。保健福祉課長。

高木保健
福祉課長

保健福祉課長、高木より国民健康保険事業特別会計について説明をいたします。

127ページ、第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億3,541万2,000円と定めるものであります。

平成30年度から国保は北海道との共同運営となり、予算の枠組みが大きく変わりますので、まずその概要について説明をいたします。予算説明資料の19ページをお開き願います。現行は、図のように国保税のほか、国、道、基金などから公費①の定率国庫負担分や②、国保税軽減分などを受け入れ、保険給付費を初め、介護納付金、後期高齢者支援金等の支払いを行っております。平成30年度以降は、上段の北海道が財政運営の責任主体となり、新たに国保特別会計を設置し、公費①の定率国庫負担等の受け入れや保険給付に必要な費用を全額市町村に保険給付費等交付金として支払うことにより国保財政の入りと出を管理することとなります。そして、下段の士幌町は、国保税及び公費②の保険税軽減分を財源に、北海道が決定した納付金を納付することになります。北海道内での負担の平準化事業であります高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業は、納付金算定時に考慮されることから、町の予算からはなくなります。また、介護納付金、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金は、北海道から支出されることになるため、こちらも町の予算からなくなります。市町村が決定する保険給付費は、全額北海道から保険給付費等交付金として交付されることになるために、保険給付の歳入と歳出は同額となります。

以上が予算の枠組みの概要でございます。

次に、歳出から説明いたしますので、予算書の140ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費は、対前年度比234万7,000円減の1,942万2,000円を計上いたしました。主に委託料の減額で、国保の北海道との共同運営に伴う情報連携のシステム改修が終了したためであります。他の節につきましては、おおむね前年度同様の額を計上しております。特定財源の内訳は、記載のとおり見込んでいるところです。

2目連合会負担金は、対前年度比39万円増の118万円で、北海道との共同運営に伴い、新たに国保情報集約システム運用負担金39万円を計上しております。特定財源につきましては、一般会計からの事務費繰入金と同額見込むものです。

2項1目賦課徴収費は、対前年度比10万8,000円増の86万6,000円を計上しました。主に19節、十勝市町村税滞納整理機構市町村負担金の増額によるものです。特定財源につきましては、事務費繰入金ほか、記載のとおり見込むものです。

3項1目運営協議会費は、前年度同額の32万3,000円で、特定財源につきましても事務費繰入金を同額見込むものであります。

趣旨普及費については、北海道から示された予算項目で廃止されていることから、廃目とし、この目で計上していた需用費の消耗品費は140ページの一般管理費に移行しております。

142ページ、2款保険給付費ですが、新年度から保険給付に必要な費用が北海道から全額支払われることにより、これまで療養諸費、高額療養費、出産育児諸費、葬祭諸費、移送費は項の区分でしたが、北海道からの助言に基づき、目での区分へ変更しております。したがって、143ページの療養諸費から144ページの移送費の項まで、全て廃目となります。

142ページに戻っていただきまして、このページは全て新しい目ですので、前年度との比較が皆増となっておりますが、実質の前年度予算との対比で説明をしていきます。2款1項1目療養諸費は、実績見込みにより、対前年度比19万3,000円減の5億4,604万7,000円を計上、内訳として療養給付費は退職被保険者の減により1,500万円減額し、減額分を一般被保険者に増額、合計では前年度同額を計上しております。特定財源につきましては、保険給付費等交付金など、それぞれルールに基づき、同額を記載のとおり見込むものであります。

2目高額療養費は、実績見込みにより、対前年度比264万円増の6,120万1,000円を計上、内訳として退職被保険者高額療養費を100万円減額し、一般被保険者高額療養費を364万円増額して計上、特定財源につきましては保険給付費等交付金を同額見込むものであります。

3目出産育児諸費は、167万6,000円減の北海道から示された16件、672万4,000円を計上、特定財源につきましては保険給付費交付金を同額見込むものであります。

4目葬祭諸費は、12万円減の北海道示された11件、33万円を計上、特定財源につきましては保険給付費等交付金を同額見込むものであります。

5目移送費は、前年度同額の2,000円を計上、特定財源につきましては記載のとおり見込むものであります。

3款1項1目国民健康保険事業費納付金は、新設の科目で、財政運営主体であります北海道から2月に示された納付金確定額として合計3億8,970万6,000円を計上、内訳は医療給付費分、一般、退職者合わせて2億6,447万3,000円、後期高齢者支援金分8,642万8,000円、介護納付金分3,880万5,000円を計上、特定財源につきましては保険者努力

支援分など、それぞれルールに基づき、記載のとおり見込むものであります。

4款1項1目その他共同事業拠出金は、年金受給者に係る費用分として支出が想定されることから、科目存置するものです。

高額医療費拠出金から保険財政共同安定化事業事務費拠出金までは、最初に説明したとおり廃目となります。

146ページ、5款1項1目特定健康診査等事業費は、対前年度比5万2,000円増の794万2,000円を計上しました。特定健診実施に係る医療機関等への委託として718人を見込んでおります。

2項1目保健事業費は、対前年度比17万5,000円増の122万6,000円を計上、13節委託料で新たに歯周疾患病検査委託料を17万5,000円計上し、糖尿病との関連の深い歯周疾患の重症化予防を図るものであります。

147ページ、6款1項1目基金積立金は、前年同額の3万1,000円で、特定財源として基金利子を同額見込んだところです。

7款1項1目一般被保険者保険税還付金、2目退職被保険者等保険税還付金についても前年度同額を見込んだところです。

3目償還金は、科目存置です。特定財源についても記載のとおり見込むものであります。

他会計繰出金は、前年度まで町国保病院への直営診療施設整備費を繰り出していましたが、共同運営に伴い、補助制度が不明確であることから一旦廃目とし、補助制度の方針が決まり次第補正予算で対応したいと考えております。

148ページ、8款1項1目予備費は、保険給付費の必要額の全額が北海道から保険給付費等交付金として交付されることから、対前年度比190万円減の10万円としたところです。

次に、歳入について説明いたします。134ページをお開き願います。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税につきまして、対前年度比1,990万4,000円減の3億1,696万7,000円を計上しております。これは、本定例会、議案第19号で可決決定いただきました改正後の国保税率で見込んだものであります。前年度に比較して約2,000万円近く減額になっているのは、平成28年所得で見込んだということと、既に閣議決定をされました平成30年度の税制改正大綱では医療給付分の賦課限度額の4万円の引き上げが盛り込まれており、この限度額の引き上げを前提として税率を低く設定したためであります。

2目退職被保険者等国民健康保険税につきましては、対前年度比131万円減の7万7,000円を計上しております。

136ページ、5款1項1目一般会計繰入金の5節国民健康保険事業繰入金は、対前年度比3,051万3,000円減の750万8,000円を計上しました。これは、主に北海道への納付金に対する国保税等の不足額約600

		<p>万円を含む収支を補う財源調整のためのものであります。</p> <p>2項1目準備基金繰入金につきましては、対前年度比2,095万1,000円減の904万9,000円を見込んでいますが、これは賦課限度額改定前の算定で見込まれる国保税収納額の不足分を補う目的で計上しております。</p> <p>他の歳入につきましては、特定財源で説明をいたしましたので、省略をさせていただきます。</p> <p>なお、給与費明細につきましては150ページから156ページにかけて掲載をしてありますので、参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質 疑	細 井 委 員 長	<p>説明が終わりましたので、国保特別会計歳入歳出全般を通じて質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
	細 井 委 員 長	<p>質疑がなければ、質疑を終わり、討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
	細 井 委 員 長	<p>討論なしと認め、これから採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
	細 井 委 員 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。</p> <p>続きまして、平成30年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。</p>
説 明	高木保健 福祉課長	<p>説明を求めます。保健福祉課長。</p> <p>保健福祉課長、高木より後期高齢者医療事業特別会計について説明をいたします。</p> <p>157ページ、第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,758万4,000円と定めるものであります。</p> <p>歳出から説明いたします。164ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費は、対前年度比265万5,000円減の627万6,000円を計上、これは主に2節から4節の人件費の減額によるものです。13節委託料では、新たに保険料軽減特例システム改修委託料として70万2,000円を計上しました。特定財源につきましては、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金70万2,000円、事務費繰入金24万5,000円、職員給与費繰入金として532万9,000円を見込むものです。なお、費用負担の構成につきましては予算説明資料20ページに記載されておりますので、参照願います。</p> <p>2項1目徴収費につきましては、対前年度比2万6,000円増の7万7,000円を計上し、特定財源につきましても督促手数料、事務費繰入金</p>

を記載のとおり見込むものです。

165ページ、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、対前年度比362万1,000円増の8,918万1,000円を計上しました。これは、広域連合の事務費負担金及び保険料等負担金を記載のとおり見込んだところですが、特定財源につきましては、事務費繰入金として事務費負担金の同額と保険基盤安定繰入金を記載のとおり見込むものであります。

3款1項1目保険料還付金及び2目還付加算金、4款1項1目予備費は、前年度と同額を計上しました。

次に、歳入について説明をいたしますので、162ページをお開き願います。1款1項1目特別徴収保険料は、対前年度比64万1,000円増の3,717万3,000円を見込んでおります。

2目普通徴収保険料は、対前年度比81万2,000円増の2,409万9,000円を見込んだところですが、

4款1項1目一般会計繰入金は、対前年度比116万3,000円減の3,560万3,000円を見込んでいます。3節後期高齢者医療事業繰入金204万5,000円は、主に収支を補う財源調整のためのものであります。

5款1項2目過料、2項雑入、3項償還金及び還付加算金、6款1項繰越金については、科目存置でございます。

他の歳入につきましては、歳出の特定財源で説明をさせていただきましたので、省略をさせていただきます。

なお、給与費明細につきましては166ページから171ページに掲載をしておりますので、参照願います。

以上で説明を終わります。

質疑

細井
委員長

説明が終わりましたので、後期高齢者特別会計歳入歳出全般を通じて質疑を行います。ありませんか。

(なし)

細井
委員長

質疑がなければ、質疑を終わり、討論を行います。ありませんか。

(なし)

細井
委員長

討論なしと認め、これから採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

細井
委員長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。平成30年度土幌町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

説明

高木保健
福祉課長

説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長、高木より介護保険事業特別会計について説明をいたします。

172ページ、第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億1,043万6,000円と定めるものであります。

歳出から説明いたしますので、183ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費は、対前年度比258万4,000円増の2,227万8,000円で、主な理由は13節委託料の増額によるものであります。新たに13節で制度改正に伴う介護保険システム改修委託料として205万2,000円、19節で保険者ネットワーク負担金4万5,000円を計上いたしました。特定財源につきましては、職員給与費等繰入金2,004万2,000円ほか、記載のとおり見込んでいます。

2項1目賦課徴収費は、対前年度比1万9,000円増の6万円を計上しました。特定財源につきましては、記載のとおり同額を見込んでいます。

184ページ、3項1目趣旨普及費は、前年度同額の6万円を計上、特定財源として事務費繰入金を同額見込んでいます。

2款1項1目居宅介護サービス給付費は、対前年度比3,250万円増の1億4,000万円を計上、これは給付見込みから計上したものであります。特定財源につきましては、現年度分、国の介護給付費負担金2,800万円ほか、それぞれ制度のルールに基づき、記載のとおり見込んでいます。

なお、介護保険に係る財源構成につきましては、予算説明資料の21ページをご参照願います。

2目特例居宅介護サービス給付費は、科目存置です。

3目地域密着型介護サービス給付費につきましては、小規模多機能施設及びグループホーム利用の給付見込みにより、対前年度比500万円減の7,000万円を計上したものです。特定財源につきましては、現年度分、国の介護給付費負担金1,400万円ほか、それぞれルールに基づき、記載のとおり見込んでいます。

4目特例地域密着型介護サービス給付費につきましては、科目存置です。

185ページ、5目施設介護サービス給付費は、施設利用給付の見込みにより、対前年度比1,300万円増の3億5,800万円を計上したものです。特定財源につきましては、記載のとおりであります。

6目特例施設介護サービス給付費につきましては、科目存置であります。

7目居宅介護福祉用具購入費、8目居宅介護住宅改修費につきましては、給付の見込みから前年度同額を計上しました。特定財源につきましても記載のとおりでございます。

186ページ、9目居宅介護サービス計画給付費につきましては、給付の見込みから対前年度比100万円増の1,600万円を計上したものです。特定財源につきましては、記載のとおりでございます。

10目特例居宅介護サービス計画給付費は、科目存置です。

2項1目介護予防サービス給付費は、給付の見込みから前年度同額の830万円を計上しました。特定財源につきましても記載のとおりでございます。

2目特例介護予防サービス給付費は、科目存置です。

187ページ、3目地域密着型介護予防サービス給付費につきましても、小規模多機能施設及びグループホーム利用の給付の見込みから前年度同額の350万円を計上しました。特定財源につきましても記載のとおりでございます。

4目特例地域密着型介護予防サービス給付費は、科目存置でございます。

5目介護予防福祉用具購入費、188ページ、6目介護予防住宅改修費、7目介護予防サービス計画給付費につきましても、給付の見込みからそれぞれ前年度同額を計上しました。特定財源につきましても記載のとおりでございます。

8目特例介護予防サービス計画給付費は、科目存置です。

189ページ、3項1目審査支払手数料は、前年度と同額の45万円を計上しました。特定財源につきましても記載のとおりでございます。

4項1目高額介護サービス費は、対前年度比50万円増の1,300万円を計上したものです。特定財源につきましても記載のとおりでございます。

190ページ、2目高額介護予防サービス費は、前年度と同額の2万円を計上しました。特定財源につきましても記載のとおりでございます。

5項1目高額医療合算介護サービス費、2目高額医療合算介護予防サービス費は、前年度同額を計上しました。特定財源につきましても記載のとおりでございます。

191ページ、6項1目特例特定入所者介護サービス費は、給付の見込みから対前年度比40万円減の5,000万円を計上したものです。特定財源につきましても、記載のとおりでございます。

2目特例特定入所介護サービス費は、科目存置です。

3目特定入所者介護予防サービス費は、前年度同額を計上していません。特定財源につきましても記載のとおりでございます。

4目特例特定入所者介護予防サービス費は、科目存置です。

192ページ、3款1項1目介護予防生活支援サービス費は、対前年度比96万8,000円増の605万6,000円を計上しています。19節負担金補助及び交付金では、給付の見込みから対前年度比95万8,000円増の600万1,000円を計上したものです。特定財源として、国の地域支援事業交付金121万円ほか、それぞれルールに基づき、記載のとおり見込んだところでは、

2目介護予防ケアマネジメント事業費は、対前年度比5万1,000円減で、介護予防ケアマネジメント作成委託料として3万6,000円を計上しています。特定財源につきましては、記載のとおり見込んだところであります。

2項1目一般介護予防事業費は、対前年度比146万4,000円増の286万5,000円を計上しています。主な理由は、13節委託料の増額であります。13節委託料では、一般介護予防事業委託料として、平成29年度から開始をいたしました地域まるごと元気アップ教室の委託料として245万6,000円を計上、29年度は8カ月の実施に対して30年度は12カ月間実施をするもので、健康運動士の指導で介護予防の運動や脳の活性化を図る教室であります。19節負担金補助及び交付金では、ふまねっと団体を一般介護予防事業団体と位置づけし、その助成金として前年度同額の8万円を計上しています。特定財源につきましては、国の地域支援事業交付金39万2,000円など、記載のとおり見込んだところあります。

193ページ、3項1目審査支払手数料は、前年度と同額の2万5,000円を計上しています。特定財源につきましては、記載のとおり見込んだところす。

4項1目総合相談事業費は、対前年度比264万8,000円減の272万円を計上しています。主な要因は、7節賃金の減額によるものです。1節報酬は、地域包括支援センター運営協議会委員報酬3回分、8万3,000円を計上、7節賃金は臨時職員賃金を232万円減の185万6,000円として計上、これは昨年までの臨時保健師のかわりに社会福祉士を配置することに伴い、一般会計で計上していた事務臨時職員賃金を介護保険会計で計上したものであります。他の節につきましては、おおむね前年度同様の額を計上しております。特定財源につきましては、記載のとおり見込んだところあります。

194ページ、2目権利擁護事業費は、前年度と同額の16万3,000円を計上、特定財源につきましては記載のとおり見込んだところす。

3目任意事業費は、対前年度比8万7,000円増の40万3,000円を計上、新たに需用費、消耗品で認知症キャラバン・メイト冊子費用に1万3,000円、12節役務費では介護給付費適正化事業通知郵便料6万円、13節委託料として介護給付費適正化事業委託料1万4,000円を計上し、他の項目につきましてはおおむね前年度同額を計上しております。特定財源につきましては、記載のとおり見込んだところす。

4目生活支援体制整備事業費は、前年度同額を計上しています。29年度より社会福祉協議会に委託をして実施をしている事業で、生活支援コーディネーターを配置し、生活支援サービスの充実を図るとともに、地域における支え合いの体制づくりを推進するものです。特定財源につきましては、記載のとおり見込んだところす。

5目認知症総合支援事業費は、対前年度比3万7,000円増の52万7,000円を計上しています。8節報償費で新たに認知症ケア講習会講師謝礼5万円を計上し、13節委託料では認知症集中支援事業委託料として44万5,000円を計上、この事業は28年度から行っているもので、認知症初期集中支援チームを配置し、早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築することを目的に、サポート医及び専門職員を管内1市10町村が大江病院に委託をするものです。特定財源につきましては、記載のとおり見込んだところであります。

195ページ、4款1項1目介護給付費準備基金積立金は、対前年度比2,000円減の1万5,000円を計上、特定財源として準備基金利子を同額充当するものであります。

5款1項1目第1号被保険者保険料還付金、2目償還金、3目第1号被保険者還付加算金、196ページ、6款1項1目予備費につきましては、前年度同額を計上しました。特定財源につきましても記載のとおりでございます。

次に、歳入について説明をいたしますので、179ページをお開き願います。1款1項1目第1号被保険者保険料は、対前年度比2,549万5,000円増の1億3,877万2,000円を見込んでおります。これは、本定例会、議案第22号で可決決定いただきました保険料基準月額6,100円に基づいて見込んだものであります。

181ページに移りまして、7款2項1目介護給付費準備基金繰入金は、対前年度比772万7,000円減の3万6,000円を見込みました。これは、主に財源調整のためのものであります。

182ページ、8款1項1目繰越金は、前年度同額の200万3,000円を見込みました。これも財源調整のためのものであります。

他の歳入につきましては、特定財源で説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

給与費の明細につきましては197ページから203ページにかけて掲載をしておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。

質疑

細井
委員長
大西委員

説明が終わりましたので、介護保険特別会計歳入歳出全般を通じて質疑を行います。ありませんか。10番、大西委員。

ちょっと疑問に思ったのは、198ページの給与費なのだけれども、ここは3名で時間外が183万8,000円、一人頭約60万円、月5万円ぐらいの時間外手当なのですからけれども、これ大体時間としてどのぐらいやっているのか。大体1時間2,000円ぐらいだとすれば計算できるのだけれども、1時間半ぐらいかなと思うのだけれども、どのぐらいになりますか。

細井
委員長

総務企画課長。

瀬口総務
企画課長
細 井
委員 長
大西委員

まだ29年度の実績は出ていませんので、ちょっと押さえ切れていないところがございます。

10番、大西委員。

金額としてはこんなものだから、時間はどのぐらいかわかりませんが、今実績がないからわからぬと言うけれども、実績がなくても予算載っているのだから、同じ保健福祉課の中でもう片方のこの前の予算では、高齢者では職員1人で39万8,000円なのです。その人は年間39万8,000円の時間外、それは年数によって多少違うだろうけれども、この人は1人60万円、時間外も違うと思うのです。だけれども、グループ制をとっている保健福祉課、片方は1時間で帰る、片方は2時間残業やるというのはグループ制をとっている意味ないのではない。やるのなら、保健福祉課のグループ制の中でみんなでやって、みんなで終わって帰るのが本当でない。どうですか。何のためのグループ制なのか。

細 井
委員 長
柴 田
副 町 長

副町長。

そうなのです。忙しいときは、やはりグループ制でみんなで協力しながらやるというのが本来でしょうから。ただ、これ前年度と同額になっていますけれども、去年は恐らく介護保険計画があったので、時間外を多目に見ていたのだと思います。それを今年度も踏襲してしまったのかなというふうに思っていますけれども、実態としてはこれほどかからないというふうには思っています。

細 井
委員 長
大西委員

10番、大西委員。

だから、予算組むとき、さっき言ったでしょう、全般を通してと。ざっくり予算組むなど。ある程度前年度こういう介護保険計画があったからふえたのだろうけれども、今回はないのなら少し減らしてのせていくという、我々議員を何だかばかにしているみたいに何でもざっくりでは。そして、町民に上げていく補助金や何かは、金ないから行政改革でカットですと、団体の補助金も一律に1割カットですとか、10%カットか、そういうのをやっていて、こういうのはあくまでも予算だから。でも、そういうのと、これから働き方改革でこれだけの時間外は多分とれないのだと思うのです。ですから、今後もグループ制をとった利点を出すためには、やっぱりみんなで協力して、いってみればグループ制というのは介護保険やっている人も後期高齢者やっている人も両方を知っていることがグループ制のいいところですから、それはこっちが忙しいとか、介護保険計画やるといってもこっちが手伝いすることができるはずなのです。なかなか無理だと僕は思いますけれども、建前はそうなのだから、なるべく同じ課の中

で時間外が多い人と少ない人となないように、ぜひ協力し合ってみな
でやってください。

細 井
委員 長

副町長。

柴 田
副町 長

そうだねとは言いませんが、ご指摘のとおり。また、一般質問の秋
間議員の中にもありましたように、イクボスとか、そういった部分も
含めましてこれから時間外の縮減に取り組んでいきたいというふう
に思います。

細 井
委員 長

ほかにありませんか。

(な し)

細 井
委員 長

質疑がなければ、質疑を終わり、討論を行います。

(な し)

細 井
委員 長

討論なしと認め、これから採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議あり
ませんか。

(異 議 な し)

細 井
委員 長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで50分まで休憩を挟みます。

午後 2時38分 休憩

午後 2時50分 再開

細 井
委員 長

休憩を解き委員会を再開いたします。

国保病院池田院長に出席をいただいておりますので、先に病院事業
会計を審査したいと思います。委員各位の協力をお願いいたします。

平成30年度土幌町国民健康保険病院事業会計予算を議題といたしま
す。

説 明

説明を求めます。国保病院事務長。

土屋病院
事務 長

国保病院事務長、土屋より平成30年度土幌町国民健康保険病院事業
会計予算を説明申し上げます。

257ページをお開き願います。第2条は、業務の予定量を定めるも
のであります。年間患者数は、入院で1万4,600人、1日平均40人、
外来は2万2,084人、1日平均90.9人を見込んだところでございます。
主要な建設改良事業といたしましては、有形固定資産購入費2,200万
円、病院改良事業費1億2,781万8,000円を見込んだところで

第3条から第4条までは、後段の説明と重複をいたしますので、省

略をさせていただきます。

258ページをお開き願います。第5条では企業債の借り入れ限度額を、第6条では一時借入金の限度額をそれぞれ記載のとおり定めるものでございます。

第7条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費として職員給与費5億8,515万8,000円と交際費9万円を定めるものでございます。

259ページに移りまして、第8条では一般会計からの補助金を3億5,000万円と定めるものです。

第9条では、棚卸資産の購入限度額について定めるもので、棚卸資産として材料費の中の薬品費、診療材料費、給食材料費、医業外費用の患者外給食材料費を合わせた額7,182万円と定めるものでございます。

それでは、予算説明書により説明をさせていただきますので、収益的収支の支出、280ページをお開きを願います。病院事業費の総額では、対前年度比2,437万2,000円減の9億973万1,000円となるものでございます。

1款1項1目給与費では、対前年度比2,844万8,000円減の5億8,515万8,000円を見込むものであります。1節給料及び2節手当では、医師1名の減などにより対前年度比2,527万5,000円の減、281ページに移りまして、3節賃金では昇給等により247万4,000円の増となったところでございます。

続きまして、282ページ、2目材料費では、実績等に基づき対前年度比307万6,000円減の7,232万5,000円を見込むものです。

3目経費では、対前年度比1,062万2,000円増の1億6,186万2,000円を見込むもので、主な要因は報償費、燃料費、委託料の増によるものでございます。

283ページ、4目減価償却費につきましては、建物、機械備品等の償却減により対前年度比244万4,000円減の6,905万6,000円を計上したところでございます。

5目資産消耗費につきましては前年度と同額を、284ページ、6目研究研修費につきましては対前年度比4万円減の312万9,000円を計上いたしました。

2項1目支払利息及び企業債取扱諸費では、対前年度比98万6,000円減の1,293万円を計上しました。これは、企業債支払利息の減少によるものでございます。

2目患者外給食材料費から4目雑損失につきましては、前年度同額を見込んだところでございます。

3項特別損失を科目存置として、1目過年度損益修正損、2目その他特別損失をそれぞれ1,000円計上したところでございます。

4 項予備費につきましても前年度同額の40万円を計上いたしました。

続きまして、収益的収支の収入について説明をさせていただきますので、279ページをごらんをいただきたいと思います。病院事業収益につきましては、対前年度比784万7,000円減の8億7,071万3,000円を見込んだところでございます。

1 款 1 項 1 目入院収益では、1 日当たり40人の入院を見込み、対前年度比7,427万7,000円減の2億7,575万8,000円を計上いたしました。

2 目外来収益では、1 日当たり90.9人の受診を見込み、対前年度比1,631万6,000円減の1億8,824万2,000円を計上したところでございます。

3 目訪問看護収益では、年間24人の患者を見込み、対前年度比24万円増の72万円を計上いたしました。

4 目その他医業収益では、対前年度比364万3,000円減の3,456万1,000円を見込んだところでございます。

280ページに移りまして、2 項医業外収益、1 目受取利息配当金につきましては、前年度同額を見込んだところでございます。

2 目他会計負担金につきましては、前年度比9,000万円増の3億5,000万円を計上いたしました。内訳として、企業債利子に対する負担金として862万円、救急医療の確保に要する負担金として5,436万2,000円、医師及び看護師等研究研修に対する負担金として156万5,000円、公立病院改革プランに要する負担金として3万円、不採算地区の運営に要する負担金として2億8,542万3,000円を見込みました。

3 目患者外給食収益として、前年度同額の44万円を見込んだところでございます。

4 目長期前受金戻入は前年度比299万5,000円減の1,826万7,000円を計上、5 目その他医業外収益につきましては実績見込みから85万6,000円減の267万5,000円を計上したところです。

なお、病院事業収益8億7,071万3,000円、病院事業費用が9億973万1,000円となり、収入が不足となっておりますが、現金での支出を伴わない減価償却費6,905万6,000円の範囲内であり、当年度純損失3,901万8,000円として計上いたしました。

次に、資本的収支を説明させていただきますので、285ページをお開きを願います。まず、下段の支出から説明をさせていただきます。

1 款 1 項建設改良費では、対前年度比1億2,381万8,000円増の1億4,981万8,000円を計上いたしました。これは、2 目、病院改修費で老朽化した空調設備の改修及びナースコールの更新により1億2,781万8,000円を新たに計上したことによるものでございます。

このほか、1 目有形固定資産購入費では、自動生化学装置更新913万7,000円ほか、合わせて2,200万円を計上したところでございます。

2項1目企業債償還金につきましては、対前年度比187万7,000円増の5,677万7,000円を計上するものでございます。

これらにかかわる収入ですが、1款1項1目一般会計出資金で対前年度比265万5,000円増の5,653万2,000円を見込みました。1節企業債元金償還金出資金では4,542万3,000円、2節医療機器購入事業出資金では1,110万9,000円を一般会計からの出資金として見込んだところでございます。

2項1目1節国保会計繰入金については、本年度は計上はございません。

3項1目1節企業債については、支出で説明した空調設備改修ほかの財源として見込むもので、1億2,760万円を計上したところでございます。

なお、支出に対して不足する2,246万3,000円につきましては、過年度、当年度損益勘定留保資金を充当するものでございます。

予算に伴う予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表、注記表、予定損益計算書につきましては263ページから278ページにそれぞれ記載をしておりますので、参照願いたいと思います。

以上で説明を終わります。

質疑

細井
委員長
中村委員

説明が終わりましたので、国保病院事業会計歳入歳出全般を通じて質疑を行います。ありませんか。12番、中村委員。

30年度では50床に減らすということで、今まで60床あったわけですから、残りの10床、これについての利用の方法をお聞きしたいと思います。

細井
委員長
土屋病院
事務長

病院事務長。

現在、先日の議会で正式に議決をいただきましたので、保健所への申請だとか、いろいろ細かい作業がこれから残ってございます。その中で保健所のほうに、この部屋で何人だとか、この部屋で何人という申請を当然しなければなりませんので、今の予定では2部屋ないし3部屋あくことになろうかなというふうには思っております。そこについては、大変いろんな病院内の機材だとか、そういったものの収納スペースが非常になくなっている部分もありますので、いわゆる病棟部分のそれらの物置といいますか、それにも利用したいというふうに思いますけれども、あとは緊急時のいろんな入院対応等もございまして、ある程度そういった部分にも使用できるような方法で現在ちょっと病棟の担当も含めて検討させていただいておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

細井
委員長
大西委員

10番、大西委員。

大体僕らも2、3部屋あくだろうなと想像しますけれども、町長が

今年から打ち出している保育園の病後保育の部屋にも使ったらどうなのかな。そんなのは、病後保育は町長、どういう感じで考えて、保育園のほうに部屋をつくるのか、今これだけあく、病院の資材庫みたいに使うのももったいないので、それに使えないものなのか。どう考えているのかお聞きします。

細井
委員長
小林町長

町長。

病後児保育については、平成29年度からしているのですけれども、認定こども園の中に部屋を1部屋確保して、あと保育士とかかわるといことで、看護師部分については町立病院から看護師の応援をいただくということにしているところであります。

細井
委員長
大西委員

10番、大西委員。

病院の空き部屋を利用する考えはありませんか。そのほうが預ける親にしてみれば、病院の医師もいるし、看護師もいる。わざわざ看護師が向こうへ出向かなくても、それは逆に保育士がこっち来なければならぬということあるけれども、それはどっちがいいのかといたら、親にしてみれば保育園に置くよりは病院のほうの空き室を使ったほうが安心するのかなと思うのですけれども。

細井
委員長
山中
保健医療
福祉セン
ター長

保健医療福祉センター長。

当初いろんな意見があって、病院でできるか、できないかとか、こども園のほうでできないかとか、いろいろ検討もさせていただきました。また、病院の中での先生方も含めた話し合いの中で、やはり病院においては感染症ですとか、そういった関係の心配も出てまいりますので、当面こども園のほうで部屋が確保できるということですので、こども園のほうでという対応をさせていただくということで今現在運用させていただいているところでございます。

細井
委員長
大西委員

10番、大西委員。

一般病棟に50床全部するというところで、療養型に入っている方々が出されるのかという心配をする人がいます。それで、療養型の人というのはいってみれば長期入院でいるのですが、一般病棟になって、今でも長期入院している人はいますので、あれだと思えますけれども、入っている人の家族にしてみれば、7月1日から変わりますから、きちっと説明していかないと不安になるのかなと思えますけれども、その辺は療養型の方々の対応はどうするのですか。

細井
委員長
土屋病院

病院事務長。

病院事務長よりお答えをさせていただきますが、療養病床自体は、

事務長 先日議決いただいたとおり廃止をするのですが、現行同様療養病棟入院基本型1ということで地方厚生局に申請することによって算定は可能ですので、今入院されている方々がこれによって退院をしなければならぬとか、そういうことは一切ございません。この中で今後7月1日までの中で、土幌町もちろんなのですが、先日も説明させていただいたとおり、上土幌町、いわゆる医療圏の範囲にはこのような形になる、一般病床50床になるということを周知をしなければなりませんし、今後それまでの期間の中で、今入院されている方々、家族にもその辺の周知は病院としてさせていただきたいというふうに思っております。

細井委員長 10番、大西委員。

大西委員 今回の説明だと今入院している人は長期入院はいいですよみたいな話ですが、今後は療養型のあいう患者が入ったときには長期入院はできないということですか、療養型みたいな人は。

細井委員長 病院事務長。

土屋病院事務長 90日のラインがこのルールでございますので、90日を超える方については新しい療養のほうの適用に切りかえていくという形にすれば、今後の方も可能だということでご理解いただければというふうに思います。入院後90日です。90日以内は基本的に一般病床の入院患者という形になるのですが、それを超える場合についてはこれを切りかえることによって療養型のほうで……

(何事か言う者あり)

土屋病院事務長 うちのほうの取り扱いとして療養型の適用に切りかえるよということです。そうすれば90日を超えてもそれで適用することは可能ですので、決してこれからの方がその適用にならないということではないということでご理解いただければと思います。

細井委員長 10番、大西委員。

大西委員 いずれにしても、病院改革をきちっとしてもらわないと、60床を50床にしたからそれでいいというものではないのだと思うのです。それは設置者の町長、また院長、センター長、順番にランクづけと言ったら悪いのですけれども、そういう中であるのだと思うのです。ですから、事務長にしても総婦長にしても、やっぱり院長が病院の運営に当たってはトップなのですから、リーダーシップを院長がとって、その下の人たちは院長の意向に従って何でもやっていただかないと、院長がこうやりたいと思っても看護師だとか事務長が違う動きされると、町民もやっぱり戸惑うのです。前回の決算のときも言ったように、町長は長期入院を認めるよと言っても、看護師がぐじゅぐじゅ言って出すな

んていう話がよくあったけれども、我々も視察に行ってきたら、えっ、そんな院長の意向が下に通じないのって、そういう病院あるのですかってびっくりされたぐらいだけれども、事務長以下、総婦長もきちっと院長の意向を踏んでそんたくしてやらないと、そうしないと病院改革なんかできないですよ。最後の責任は院長なのですから、院長の指示に従って、それが間違いだったら院長の責任、その上は設置者の町長になるのですけれども、ですから事務系については事務長、それから看護については総師長が院長とよく相談しながら、意向を酌んでそんたくしながらやってほしいなと思いますけれども、どうですか、僕のほうから事務長に意見どうです、こうです、総婦長にどうですと質問できませんから、もし答えられるのなら答えてほしい。

細 井
委員 長
土屋病院
事務 長

病院事務長。

常日ごろから院長、もちろん総師長もそうですし、大体週に1回は、後ろにいる次長もそうですけれども、管理職クラスで打ち合わせをさせていただいて、今もそれは行っております。私どもとしては、院長の意向ももちろんですし、開設者である町長の意向ももちろんなのですが、それらを踏まえながらやっているつもりではございますけれども、いろいろとまだ足りない部分があるかというふうに思いますので、その辺については今後も十分気をつけながら取り進めていきたいというふうに思っております。これでよろしいでしょうか。

細 井
委員 長

ほかにありませんか。よろしいですか。

(な し)

細 井
委員 長

それでは、質疑がなければ、質疑を終わり、討論を行います。

(な し)

細 井
委員 長

討論なしと認め、これから採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

細 井
委員 長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

説明員交代のため暫時休憩をいたします。

午後 3時12分 休憩

午後 3時13分 再開

細 井

休憩を解き委員会を再開いたします。

説明

委員長 平成30年度士幌町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

説明を求めます。特別養護老人ホーム施設長。

矢野特養 特別養護老人ホーム施設長、矢野からご説明いたします。

施設長 予算書204ページをお開きください。平成30年度士幌町介護サービス事業特別会計。

第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,909万8,000円と定めるものであります。

歳出からご説明いたしますので、210ページをお開き願います。1款1項1目施設介護サービス事業費は5億2,909万8,000円で、前年度比1,355万7,000円増となっております。2節給料から4節共済費までの職員給与費は、前年度比2万3,000円増の1億7,128万2,000円となっております。7節賃金は、準職員と臨時職員の給料及び手当で前年度比756万5,000円増の2億2,887万6,000円を計上しております。主な要因は、臨時職員から準職員昇格によるものです。8節報償費、10節交際費は前年度と同額を計上し、9節旅費は介護支援専門員研修及びたんの吸引研修受講等による前年度比12万1,000円減の79万円を計上しております。主な要因は、施設管理者研修の減によるものでございます。11節需用費は、前年度比321万6,000円増の7,972万8,000円となっております。主な要因は、燃料費の重油単価が上がったことによるものです。211ページに移りまして、12節役務費、13節委託料、14節使用料及び賃借料は、合わせて前年度比284万1,000円増の4,507万7,000円で、主な要因は施設管理業務委託料と特養施設内照明設備を既存の蛍光灯からLEDに取りかえることによる照明器具賃借料によるものでございます。212ページに移りまして、18節備品購入費は前年度とほぼ同額を計上しております。19節負担金補助及び交付金は、前年度比4万7,000円減の48万5,000円となっております。主な要因は、各種会議負担金の減によるものでございます。22節補償補填費及び賠償金は、前年度と同額を計上しております。27節公課費は、公用車車検に伴う自動車重量税といたしまして4万3,000円を計上しております。

210ページに戻りまして、特定財源の内訳としまして、入居者預金管理事務手数料109万7,000円、一般会計から施設整備費繰入金227万4,000円、施設賠償責任保険給付金40万円を見込むものでございます。

次に、歳入予算について説明申し上げますので、208ページをお開き願います。1款1項1目1節施設介護サービス費収入では、前年度比339万2,000円増の3億2,177万3,000円を見込んでおります。主な要因としまして、利用者の方の介護度と居住費及び食費の負担限度額により見込むものでございます。2節短期入所生活介護費収入は、前年度とほぼ同額の1,337万円を見込んでおります。

2項1目1節自己負担金収入は、前年度とほぼ同額の8,789万円を

		見込んでおります。これにつきましては、所得の高い人が少ないことに伴いまして自己負担額も少ないためでございます。
		2款1項1目事務手数料は、前年度と同額の109万7,000円を見込んでおります。
		3款1項1目一般会計繰入金は、備品整備費等に充てます施設整備費繰入金227万4,000円と合わせて収支のバランスを図るため、前年度比1,030万円増の1億214万3,000円を計上しております。
		209ページに移りまして、4款1項1目繰越金及び5款1項1目雑入は、前年度同額を計上しております。
		給与費の明細につきましては213ページから218ページにかけて掲載しておりますので、参照願います。
		以上で説明を終わります。
質 疑	細 井 委 員 長	説明が終わりましたので、介護サービス特別会計歳入歳出全般を通じて質疑を行います。ありませんか。 (な し)
	細 井 委 員 長	質疑がなければ、質疑を終わり、討論を行います。 (な し)
	細 井 委 員 長	討論なしと認め、これから採決します。 本案は、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
	細 井 委 員 長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
説 明	増 田 建 設 課 長	続きまして、平成30年度土幌町簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。 説明を求めます。建設課長。 建設課長、増田から土幌町簡易水道事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。 219ページをお開き願います。平成30年度土幌町簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。 第1条、歳入歳出予算の総額は、それぞれ3億8,884万5,000円と定めるところによるものです。 第2条、地方債は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、第2表、地方債によるものでございます。 本年度の予算は、対前年度当初予算と比較いたしますと額で7,329万8,000円の減額、率にしまして対前年度16%の減となりました。主な減額要因は、土幌地区簡易水道事業工事請負費の減額によるものでございます。

最初に、歳出から説明申し上げますので、227ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費は、水道の経営等にかかわる日常経費の諸費用で、本年度計上額3,909万6,000円で、対前年度25万6,000円の増額となっております。各節につきましては、ほぼ前年度並みの計上となっております。

228ページをごらんください。次に、2目水道管理費は、水道施設の維持管理等にかかわる費用で、本年度計上額は6,055万4,000円で、対前年度186万6,000円の増額となっております。主な増額要因は、11節需用費の修繕料が125万円増額となったことによるものでございます。他の節につきましては、ほぼ前年度並みの計上となっております。特定財源といたしまして、朝陽地区水道事業債償還負担金230万8,000円を計上しております。

次に、2款1項1目水道施設費は、水道簡水の改修事業にかかわります管路施設工事と他事業者が実施する道路工事等に係る水道管の移設工事を計画しております。本年度計上額2億5,821万1,000円で、対前年度7,625万円の減額となっております。主な減額要因は、15節工事請負費1億7,290万円の減、19節負担金補助及び交付金9,625万円の増額となりました。これは、土幌地区簡易水道事業工事請負費の減と営農用水事業関連の負担金の増によるものでございます。次に、特定財源につきましては、水道管移設工事負担金2,446万円、一般会計からの繰入金6,610万4,000円、水道事業債1億2,500万円を計上しております。

229ページをごらんください。次に、3款1項1目元金は、事業債の元金償還分2,006万2,000円を計上し、特定財源といたしまして一般会計からの繰入金1,003万円を計上しております。

2目利子は、事業債の利子償還分1,082万2,000円を計上し、特定財源といたしまして一般会計からの繰入金541万円を計上しております。

230ページをごらんください。次に、4款1項1目予備費は、昨年度同様の10万円を計上しております。

次に、歳入について説明いたしますが、一般財源のみ申し上げますので、225ページをごらんください。2款1項1目水道使用料は、前年度同額の1億5,350万円を計上しております。

2項1目水道手数料は、3万1,000円を計上しています。

226ページをごらんください。4款1項1目繰越金は、前年度同様200万円を計上しております。

5款1項1目延滞金と2項1目雑入は科目存置で、それぞれ1,000円を計上しております。

次に、222ページをごらん願います。第2表、地方債では、土幌地区簡易水道事業の実施に伴い、簡易水道事業債1億2,500万円を借り入れるもので、起債方法、利率、償還の方法につきましてはここに記

		載のとおりでございます。
		次に、231ページから236ページは職員2名分の給与費明細書でありますので、参照願います。
		237ページは地方債残高等の見込みに関する調書で、ここに記載のとおりでございます。
		以上で説明を終わります。
質 疑	細 井 委 員 長	説明が終わりましたので、簡易水道特別会計歳入歳出全般を通じて質疑を行います。ありませんか。 (な し)
	細 井 委 員 長	質疑がなければ、質疑を終わり、討論を行います。 (な し)
	細 井 委 員 長	討論なしと認め、これから採決します。 本案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに異議ありませんか。 (異 議 な し)
	細 井 委 員 長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
		続きまして、平成30年度土幌町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。
説 明	増 田 建 設 課 長	説明を求めます。建設課長。 建設課長、増田から土幌町公共下水道事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。 238ページをお開き願います。平成30年度土幌町公共下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。 第1条、歳入歳出予算の総額は、それぞれ6億2,604万5,000円と定めるところによるものでございます。 第2条、地方債は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、第2表、地方債によるものでございます。 本年度の予算は、対前年度当初予算と比較いたしますと額で4億1,473万7,000円を増額し、率にしますと対前年度196%増となっております。主な増額要因は、本年度から着手されます終末処理場にかかわる社会資本整備総合交付金事業の増額によるものでございます。 最初に、歳出からご説明いたしますので、246ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費は、下水道の経営等にかかわる諸費用で、本年度計上額は1,312万9,000円、対前年度4万3,000円の減額で、ほぼ前年度同様の内容で計上しております。 次に、2目下水道管理費は、公共下水道施設の維持管理等にかかわる費用で、本年度計上額は5,787万5,000円で、対前年度364万2,000円

の減額計上となっております。主な減額要因は、15節工事請負費で435万円の減額によるものでございます。これ以外の節では、ほぼ前年度同様の内容として計上しております。特定財源は、その他の一般会計からの繰入金1,940万1,000円を計上しております。

247ページをお開きください。次に、3目集落排水管理費は、中土幌地区の農業集落排水施設の全般にかかわる経費で、本年度計上額は1,070万1,000円で、対前年度比45万2,000円の増額で、ほぼ前年度同様の内容で計上しております。特定財源は、集落排水事業に対する一般会計からの繰入金430万2,000円を計上しております。

次に、248ページの2款1項1目下水道施設費は、現在土幌終末処理場の改修計画の全般にわたる経費で、本年計上額は5億2,131万4,000円で、対前年度4億2,667万8,000円の増額計上となっております。主な増額要因は、13節委託料の調査設計委託料4,360万円の減、15節工事請負費は本年度から着手される下水道施設工事4億7,015万円の増額計上をしております。特定財源は、下水道施設移設工事負担金509万円、社会資本整備総合交付金2億5,000万円、一般会計繰入金4,002万4,000円、下水道事業債2億2,620万円を計上しております。

次に、3款1項1目元金は、事業債の元金償還分2,114万3,000円を計上し、特定財源として一般会計からの償還元金繰入金を同額計上しております。

2目利子は、事業債の利子償還分178万3,000円を計上し、特定財源として一般会計からの繰入金を同額計上しております。

次に、249ページの3款1項1目予備費は、前年度同様の10万円を計上しております。

次に、歳入について説明申し上げますが、一般財源のみ説明いたします。244ページをお開きください。2款1項1目下水道使用料は、4,770万円の対前年度と同額で計上しております。

2目集落排水使用料は840万円で、これも対前年度同額で計上しております。

次に、245ページの5款1項1目繰越金は、前年度繰越金として前年度同様200万円を計上しております。

次に、6款1項1目延滞金と2項1目雑入は科目存置で、それぞれ1,000円を計上しております。

次に、241ページをごらんください。第2表、地方債では、公共下水道事業の実施に伴い下水道事業債2億2,620万円を借り入れるもので、起債方法、利率、償還方法につきましてはここに記載のとおりでございます。

次に、250ページから255ページまでは職員1名分の給与明細書でありますので、参照願います。

256ページは地方債残高等の見込みに関する調書で、ここに記載の

質 疑

細 井
委 員 長

とおりでございます。

以上で説明を終わります。

説明が終わりましたので、下水道特別会計歳入歳出全般を通じて質
疑を行います。ありませんか。

(な し)

細 井
委 員 長

質疑がなければ、質疑を終わり、討論を行います。

(な し)

細 井
委 員 長

討論なしと認め、これから採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議あり
ませんか。

(異 議 な し)

細 井
委 員 長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして本会議から付託された議案第29号から第36号まで
の各会計予算審査を終了いたしました。

予算審査に当たって委員各位、町理事者並びに職員各位のご協力に
感謝申し上げます。

これにて予算審査特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午後 3時31分)